



所長コメント

3月19日の東京へ出張した時、上野公園で撮ったロダンの「考える人」です。この日は異様に暖かく公園の桜も今にも咲くのではと思えるほどでした。

東京で時間が余ると、よく上野公園の国立美術館へ行ってみます。その時はちょうどルネッサンスの三大巨匠の一人ラファエロの絵画展をやっていました。

ほとんどが宗教画で、彼の描く聖母マリアの絵は陰影をうまく使った実に丸みのある温かい絵でした。

その庭で見たのは、対象的な実にごつごつした考える人です。

上野公園の桜は見られなかったので、31日に家の近くの公園で見た満開の桜を隣へ添えました。

「なんでやろ、こんな美しいさくらが、あっという間に散ってしまう。わしにはわからん」なんてことは考えていませんよね。

社長の仕事 税理士 大場史郎

太陽光発電世界一のメーカー破綻

太陽光発電に使う太陽電池（パネル）の生産高世界一の中国の尚徳電力（サンテックパワー）が経営破綻をした。創業からわずか10年である。日本をはじめ世界であれば需要があるのになぜと思いたくなる。この分野はかつて日本の独壇場だった。シャープ、サンヨー、京セラなどが世界のシェアの大半を握っていた。その後、原子力発電を今後作らないと決めたドイツに本店を置くQセルズが世界一になったが、この会社も後から台頭してきた中国企業に価格競争で敗れて、経営破綻をした。サンテックも同じ中国勢の他メーカーとの価格競争にさらされて、利益の出ない不毛な競争を強いられ、ついに土俵から追い出された。

まるで液晶テレビと同じ構造だ。将来の需要を見込んで、大幅な設備投資をした日本のシャープやパナソニックのような日本の家電メーカーは当初テレビ1インチ1万円以上と想定していたものが、その後どんどん下がり、ついには千円を切るようになり、投げ売り状態に追い込まれた。その結果、日本メーカーは屋台骨を揺るがすような巨額の赤字を出して世界市場から追いやられてしまった。日本勢を追い出した韓国のサムスンやLGなどのメーカーも現在ではもっとコストの安い中国勢に押されて赤字に苦しんでいる。

デフレの競争は後からスタートした方が設備投資も少なくできるので勝てる。かつて、日本はブラウン管テレビの時代には、ソニーのトリニトロンのように世界を席巻する

ことができた。この時代には韓国や中国の技術力が今ほどでなかったこともあるだろうが、今のようにデジタル化されていなかったことが一番大きい。ICチップやDRAMさえあれば、簡単にできてしまう。精密なはんだ付けや溶接はコンピュータ制御のロボットが行い、熟練工が必要とされなくなった。そのことが簡単に新興国に追い上げられる要因になっている。大量生産、大量販売をする製品は、インフラコスト（地代や電気代など）や人件費の高い日本では太刀打ちできない。

大前研一氏の本によれば、腕時計で正確さを競った時代、日本のセイコーやシチズンはクォーツ発信の正確な時計を安価な価格で売り出し、世界を席巻した。スイスの時計は崖っぷちに追い込まれた。そこで彼らの取った生き残り戦略はおしゃれとしてファッション性を重視した時計だ。ヨーロッパのブランドメーカーと結び付き、価格や性能で勝負するのではなく、ファッション性で勝負する。こんな大胆な改革ができるのはトップダウン経営で、強いリーダーがいるからだと言っている。また小さな会社だから、方向転換もしやすいとも。

日本の時計メーカーは今では中国勢に追い上げられ、高級品はヨーロッパのメーカーに遠く離され、利益では大きく水を開けられた。土俵は違えど、我々もデフレの時代、低価格競争にさらされている。どこに活路を見出すか、これからの時代、本当に難しいと思う。



“相続と遺言”

Aさん：前から気になっていたんだけど、「相続と遺言の関係」について教えてよ。

わたし：どう説明すればいいかなあ。そうだねえ、人が遺言をしなくて死んだら、遺族にどういう不利益があるか、という観点から説明した方が分かりやすいだろうね。相続は、亡くなった人の財産が他の人に引き継がれることだよ。相続は遺言書の有無の確認から始まるっていわれてるんだ。

Aさん：それってどういう意味？

わたし：遺言書がある場合は、遺言の内容に従って相続されるんだけど、遺言書がない場合は、法定相続といって民法の定めるところに従って相続されるんだ。

Aさん：まだ違いがよく解らないんだけど。

わたし：遺言書がある場合は、遺言書には誰にどの財産を相続させるかが決められているから、亡くなった人の財産が各相続人にスムーズに引き継がれるだろう。ところが、遺言書がないと、法定相続人らが法定相続分(何分の1とか)の割合で財産を引き継いだ状態にすぎないから、最終的には、遺産分割をして、誰がどの財産を相続するかを具体的に決める必要があるだろう。この遺産分割は、①相続人らの協議→②協議が調わない場合は、家庭裁判所の調停→③家庭裁判所の審判という手続で決めていくんだけど、みんな思惑が違うから、なかなかまとまらなくて遺産分割の成立まで何年もかかったり、遺産分割が成立しても、兄弟や親戚がいがみ合って絶交してしまうことも少なくないんだよ。また、例えば、子供のいない夫が妻に全財産を遺そうと思っていたとしても、遺言せずに亡くなったら、夫の兄弟姉妹も法定相続人だから、遺産分割の結果、付き合いがなかったり、不仲な夫の兄弟姉妹のために、妻が長年住んでいた家を手放さざるを得なくなるといった悲劇もあり得るんだ。

Aさん：そうか、遺言書があっても遺族はその内容に満足しないかもしれないけど、遺言書がないと、もっとひどい醜い争いになって収拾がつかなくなるね。そろそろ私も遺言を考えておかないといけないな。

わたし：うん、それがいいだろうね。

60歳以降の再雇用賃金

社会保険労務士
キャリアカウンセラー

田村 実



Q: 高齢者が定年に達した場合、通常は部長・課長等の役職を離職して、嘱託再雇用という形になります。小規模営業所の所長がまもなく定年に達しますが、後任の人選が難航しているため、当面所長の肩書きのままとします。この場合、賃金の引き下げは可能でしょうか。他の高齢者との見合いで、1人だけ高給で継続雇用するのは難しい状況です。

A: 平成25年4月1日からは、改正高齢者法により、「希望者全員65歳まで(経過措置で、当面61歳まで)継続雇用が義務付けられています。今後は、61歳まで「現役並み」に働く高齢者が増えることも予想されます。

定年前の役職を保持したまま働き続ける高齢者については、再雇用でなく勤務延長という形を採用するケースが多いようです。この場合、賃金を下げるにしても小幅にとどめるのが一般的です。

しかし、同じ嘱託再雇用という扱いを採用して、「1人だけ賃金を下げない」のは、労働政策として難しいでしょう。

この問題に関しては、同じ平成25年4月1日施行の改正労働契約法に基づいて考える必要があります。同法では、「期間の定めがあることによる不合理な労働条件」を禁止しています。

逆にいえば、労働条件に差があっても、それが「期間の定めの有無」に基づくものでなければ差し支えないという結論になります。

具体的には、次の事情を考慮して、合理性があるものであれば、問題はありません。

- ・職務の内容
- ・配置・職務転換の有無
- ・その他事情(合理的な労使慣行など)

上記ご質問について、肩書きは「営業所長」のままで、再雇用後は異動を免除する旨を明示します。売上目標の管理は担当するけれど、全社の長期・年間計画の策定メンバーからは外す等の配慮も考えられます。

その上で、適正な責任水準(合理的な差異)はいくらと考えるか、説明の準備をしておく必要があるでしょう。

解釈例規では、「定年後に有期労働契約で継続雇用された労働者の労働条件が定年前と相違することについては、職務の内容・職務転換の有無等が変更されるのが一般的で、特段の事情がない限り不合理と認められない」と述べています。



前回に続き平成25年度税制改正のお話です。

今回は、贈与税の非課税制度についてです。

簡単に言えば、30歳未満の子や孫に教育資金を一括で贈与した場合、贈与税は非課税です。と言うものです。適用要件については次の通りです。

ひとつずつ確認していきましょう。

① 贈与を受ける人(受贈者)の要件

30歳未満の人

② 贈与をする人(贈与者)の要件

受贈者の両親、祖父母

③ 贈与するもの

教育資金

※ 教育資金とは、学校に支払われる入学金や授業料など
その他塾や習い事で文部科学大臣が定めるもの

④ 期間

平成25年4月1日から平成27年12月31日

⑤ 非課税の金額

受贈者一人につき1,500万円

※ 学校以外に支払われるものは500万円

⑥ 贈与時の手続き

金融機関に信託等を行う(受贈者名義の口座を作って振込む)



その年の翌年3月15日までにこの適用を受けるための申告をする。

⑦ 教育資金を使ったときの手続き

払い出した金銭を教育資金の支払いに充てた事を証明する書類を金融機関に提出する。

⑧ 受贈者が30歳になったとき

30歳になった時使い切れなかった金額があるときは、その時点で使い切れなかった部分に対して贈与税を課税する。

このようになっております。

注意しないといけない点は、

1. 30歳になった時点で使わなかった部分には贈与税がかかること。

2. 贈与時と資金を使ったときの手続きを忘れてはいけないこと。

一人に対して1,500万円までの贈与が非課税になりますので、うまく活用できれば相続対策に有効だと思います。

パソコン Rescue

レスキュー

メールのメッセージを個別に保存するには

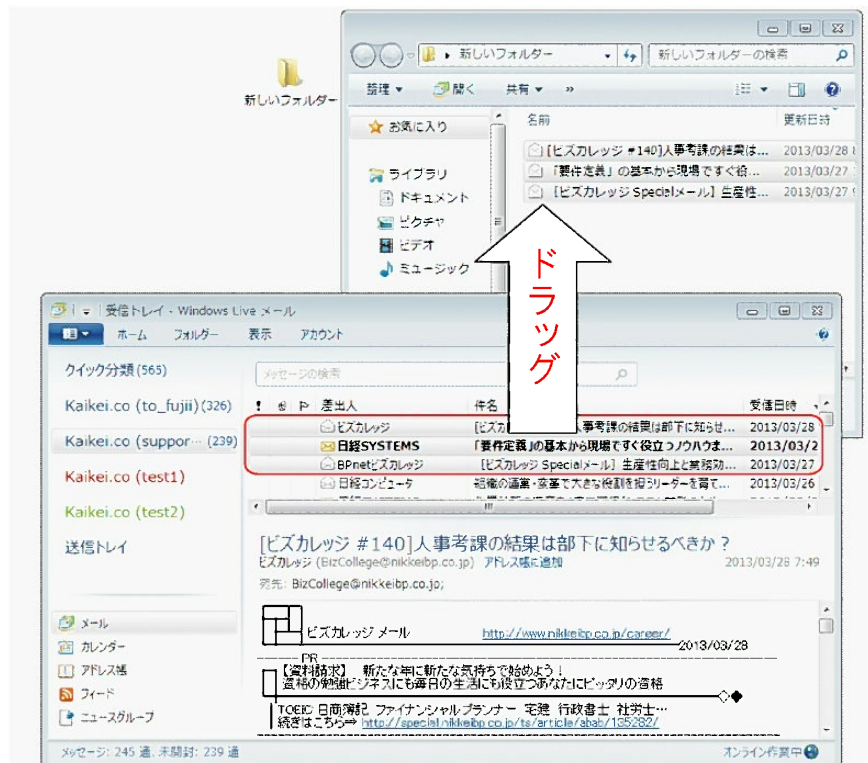
メールのメッセージが増えてきて、過去のメッセージだけをまとめて保存したい場合があります。そのような場合は、デスクトップやドキュメントなどに新しいフォルダを作成して、その中に選んだメッセージだけを保存できます。

件名.emlのファイルにそれぞれ保存されます。

それぞれのファイルを開いて、中身を確認することもできます。



担当：藤井俊之





税務 減価償却法が変わりました

担当: 吉村千花子



減価償却とは、おおまかに言うと、事業で購入した資産の中で価値が減っていく資産を減価償却資産といい、その価値を減らした分の金額を毎年経費にしていけることを言います。償却方法に「定額法」と「定率法」があり、何の申請もしていない場合は原則として、個人事業は「定額法」、法人は「定率法」により減価償却計算をします。2つの計算は、たとえば、1,000万円の減価償却資産(5年で価値のなくなる資産)を購入した場合、次のようにします。

→ 定額法

1年目の減価償却費 $1,000万円 \times 0.2 = 200万円$

2年目の減価償却費 $1,000万円 \times 0.2 = 200万円$

というように、費用にできる減価償却費が定額なので、「定額法」といいます。

→ 定率法

1年目の減価償却費 $1,000万円 \times 0.5 = 500万円$

2年目の減価償却費 $500万円 \times 0.5 = 250万円$

というように、一定率を掛け合わせて減価償却費を計算するので「定率法」といいます。

この減価償却について税制改正がおこなわれました。定額法については変わりませんが、定率法について変わりました。減価償却資産を購入した最初の年から前半の経費にできる金額が減り、その分後半に経費にできる金額が分散されるようになりました。

→ 定率法 改正後

1年目の減価償却費 $1,000万円 \times 0.4 = 400万円$

2年目の減価償却費 $400万円 \times 0.4 = 160万円$

この改正は平成24年4月1日以降に取得した減価償却資産から対象になっています。

法人や個人の確定申告書で定率法を選択してある場合、注意してください。

税務 繰越欠損金が9年に延長

担当: 宮本佳依



平成23年度の税制改正では、法人の青色欠損金の繰越し出来る期間が、従来の7年から9年に延長されました。

繰越期間の延長の適用は、「平成20年4月1日以後に終了した事業年度の欠損金額」となっています。

つまり、3月決算の会社ですと、平成21年3月期の欠損金が9年の繰越しが出来るのです。

平成21年3月期の欠損金は、平成30年3月期の時まで使えることになります。

また、青色欠損金の繰越期間が延長されたため、帳簿保存期間についても**9年間**に延長されています。具体的には、平成20年4月1日以後終了する事業年度に係る帳簿書類から9年間保存する必要がありますが、欠損金に係る帳簿保存の規定はその事業年度において欠損金がある場合に限り適用されます。

そのため、9年前及び8年前の事業年度が欠損であった場合に限り帳簿書類の保存が9年間必要となります。

税務 復興特別法人税の創設

担当: 小柳博美



「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が、公布・施行され、3年間、既存の法人税額に10%を上乗せするという「復興特別法人税」が創設されました。

ただし、平成24年4月1日以後に開始する事業年度については、平成23年度税制改正において法人実効税率の引下げが行われているため、トータルでは減税となっています。

改正後法人税 3月決算法人を例にとると、通常の法人税率と復興特別法人税率を合わせた税率は、下表のとおりとなります。

	平成24年3月期		平成25年3月期～ 平成27年3月期		平成28年3月期～	
		年800万円 以下		年800万円 以下		年800万円 以下
普通法人	30%	—	28.05%	—	25.5%	—
中小法人	30%	22%	28.05%	20.9%	25.5%	19%

適用開始時期

平成24年4月1日から平成27年3月31日の間に開始する事業年度開始の日から同日以後3年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度を課税事業年度として、復興特別法人税が課されます。

税務 養老保険の保険料の取り扱い

担当: 春木円加



法人が契約者となり、役員又は使用人を被保険者とする養老保険に加入して支払った保険料は、保険金の受取人に応じて次のとおり取り扱われます。

なお、養老保険とは、**満期**又は被保険者の死亡によって保険金が支払われる生命保険です。

(1) 死亡保険金及び生存保険金の受取人が**法人**の場合

支払った保険料の額は、保険事故の発生又は保険契約の解除、若しくは失効によりその保険契約が終了する時まで損金の額に算入されず、資産に計上する必要があります。

(2) 死亡保険金及び生存保険金の受取人が**被保険者又はその遺族**の場合

支払った保険料の額は、その役員又は使用人に対する給与となります。

なお、給与とされた保険料は、その役員又は使用人の生命保険料控除の対象となります。

(3) 死亡保険金の受取人が**被保険者**の遺族で、生存保険金の受取人が**法人**の場合

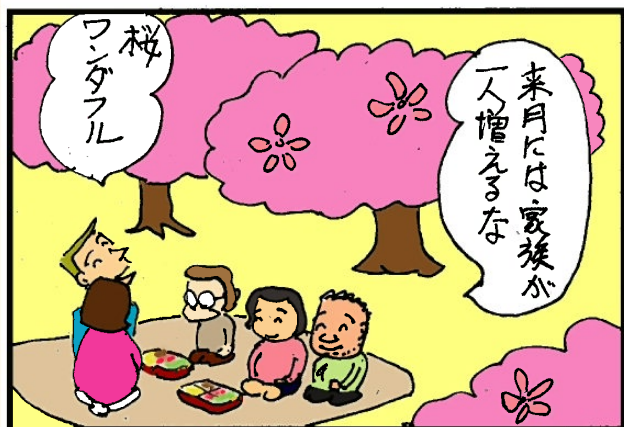
支払った保険料の額のうち、その2分の1に相当する金額は(1)により資産に計上し、残額は期間の経過に応じて損金の額に算入します。ただし、役員又は部課長その他特定の使用人のみを被保険者としている場合には、その残額はそれぞれその役員又は使用人に対する給与になります(給与とされた保険料の取り扱いについては上記(2)と同様となります。)

(注1) 傷害特約などの特約がある場合は、その特約部分の保険料の額を期間の経過に応じて損金の額に算入することができます。ただし、役員又は部課長その他特定の使用人のみを傷害特約等に係る給付金の受取人としている場合には、その特約部分の保険料の額は、その役員又は使用人に対する給与となります。

(注2) 役員に対する給与とされる保険料の額で法人が経常的に負担するものは、定期同額給与となります。



おばば



続く

～トレンドを読む～

担当 大場史郎

夫婦名義で家を買う メリット・デメリット

こんなテーマの記事が最近某雑誌に出ていた。この記事で、なるほどと思った点と私流の解釈を付け加えて書いてみます。最近では共稼ぎの夫婦は多く、夫婦共有で自宅を所有するケースは珍しくない。まず押さえるポイントとして、それぞれの負担割合に応じて、所有権の持分登記をすることです。これを崩すと贈与税の問題が出てきます。

たとえば3000万円で自宅を取得する場合、夫が貯金から500万円負担し、1000万円の住宅ローンを組み、妻は預金から800万円負担し、700万円の住宅ローンを組めば、当然持分は2分に1ずつになります。雑誌の記事に、夫のローンは固定金利で借り、妻のローンは変動金利で借りて、将来の金利上昇のリスクを分散させるということも可能と書いてあった。(なるほど)では夫婦でまとめて1700万円を借りた場合、2分に1ずつに持分登記することは可能なのか。当初負担額は夫500万円、妻700万円そうすると月々の返済は10:7で負担しないと理屈に合わない。これは可能です。連帯債務の負担割合は、所得金額等に応じて合理的に定める必要があり、夫が妻に代わって負担する借入金は、夫から妻に対する贈与となります(昭34直資58「共かせぎ夫婦の間における住宅資金等の贈与の取扱について」)。このような個別通達が国税庁から出ています。

要するに、共稼ぎでもないのに、連帯債務のようなことは認められませんが、ある程度の合理性があれば持分の割合は自由でできるようです。最近では住宅借入金等特別控除も大きく、長くなり夫だけでは控除しきれない場合など妻の所得からも受ける場合など有利です。通常住宅ローンを組む場合、**団体信用生命保険**に加入します。個別にローンを組んだ場合は、たとえば夫が自分のローンに対して保険に加入した場合、当然亡くなった時点で、夫のローンは完済されます。

では連帯債務の場合はどうでしょうか、夫だけが保険に入り、万が一 夫が亡くなればローンの夫負担分のみ完済されるのでしょうか? そんなことはありません。当然全額が完済されます。しかし妻が亡くなった場合は、1円も完済されません。連帯債務の場合、双方とも入れるケースもあるようです。もちろんリスクは2倍ですから保険料も高いはずですが。

さて、長い長い住宅ローンを支払ううちに、夫婦の間に溝が広がり、不幸にして離婚という事態になることもあります。あつてはいけないことですが、万が一のことも考えておきましょう。夫が住宅は慰謝料として妻に全部あげますとした場合、妻に贈与税がかかりますか? 税法では**夫が妻に時価で売ったものとみなして、夫に税金がかかるのです**。現実には価格が下がっていますし、居住用財産の3000万円控除(利益=売値-取得価格(建物については減価償却後)が3000万円まで控除される)があるので、税金の心配はありません。ただで住宅をもらった妻は心身に加えられた損害に対する相当の見舞金等是非課税という所得税の規程が適用されます。

厄介なのは残った住宅ローンです。それぞれが借りた場合はそれぞれが負担しますから問題ありませんが、連帯債務の場合はちと厄介です。その分まで夫が全額払ってくれればいいのですが…。そこは話し合いということになります。いずれの場合も住宅の土地、建物に銀行等の担保が付いているので、万が一夫が返済するといって、途中で返済が滞ったら、最悪住宅が競売にかかるということもあります。

このように共有というのは、いい時はよりいい、悪い時はより悪くなりますね。

恐ろしいですね、恐ろしいですね。---さよなら・さよなら・さよなら。(金曜ロードショーの淀川長治さん風に)

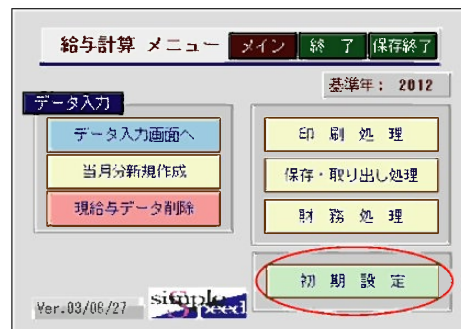
☆ シンプルスピード 初級編★

担当:宗盛早織

新年度になりましたね。4月の給料からいろいろな手当てが改正になる会社も多いのではないのでしょうか？

そこで、給料の基本的な使い方を復習してみようと思います。

今回は、手当ての登録の仕方です。
給与メインメニューの初期設定から

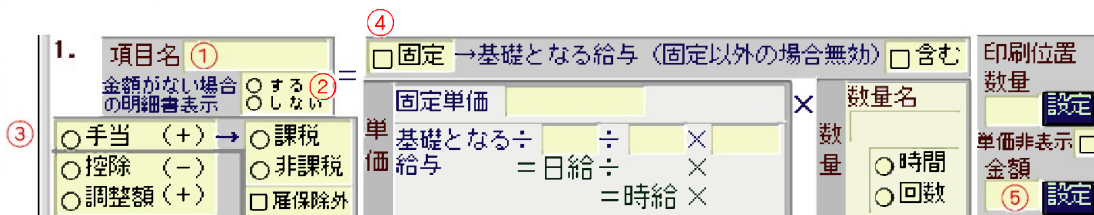


◆◆◆ 3月支給のデータがあります ◆◆◆

手当控除1~3へ登録します。(それでも足らなければその他控除へ)



入力する項目は



- ① 手当て もしくは 控除の名称 / 残業手当・精勤手当・欠勤控除 等
- ② 該当する手当てがその人につかない場合、給与明細に表示するかないか
- ③ ①で設定した科目が手当てなのか控除なのか(手当てならば 課税・非課税も設定)
- ④ 単価(固定) 毎月固定もしくは手入力で入力する
(単価) みんな一緒に固定単価なのか日給・時給単位なのか
例) 残業手当の場合、所定労働日数・所定労働時間で割って1.25倍
- ⑤ 金額表示場所 給与明細のどの部分に手当てを表示させるのか

以上、それぞれの手当て・控除について、該当する全ての項目を入力し、給与計算のデータ入力画面で時間数・単価などを入力してください。

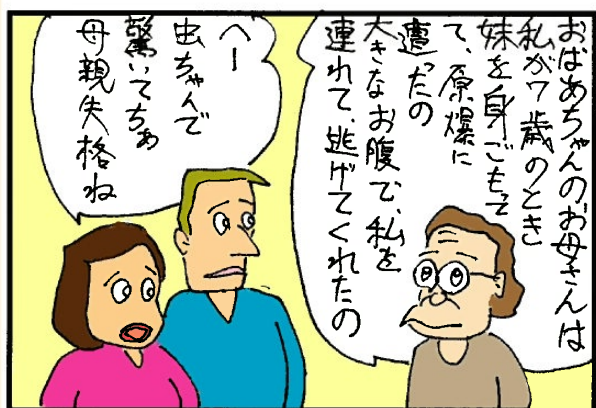
※手当ての改正をした時には、計算が合っているかきちんと確認しましょう。

大工のゲンさん家Ⅱ

帰ってきた大工のゲンさん

お婆ばう

痛い花見 その2



弊社ホームページにいままでのタクティクスが載っています。ぜひご覧ください。http://www/kaikei.co.jp

事務所からのお知らせ

宮本佳依

■平成25年度 保険料率について

平成25年度の健康保険料率及び雇用保険料率は、据え置きとなり平成24年度の保険料率と変わりません。

■平成25年4月1日から高年齢者雇用安定法が施工されます

急速な高齢化の進行に対応し、高年齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高年齢者雇用安定法)の一部が改正され、平成25年4月1日から施工されます。

これにより、希望者全員を継続雇用制度の対象とすることが必要となりました。

セミナーのお知らせ

当事務所では、いろいろなテーマで毎月セミナーを開催しております。

次回、5月8日(月) 吉國雄一郎税理士『平成25年度改正税法』

場所：大場税務会計3階 会議室

時間：13:30~15:00

定員：20名程度 《入場無料》

持ち物：筆記用具

ご多忙中とは存じますが、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

関与先以外のかたも、お誘い合わせのうえお越しください。

お車でご来場のかたは、近隣のコインパーキングのご利用をお願い申し上げます。

編集後記

今年のサクラは平年よりも早い開花となり、広島でも3/22と例年データよりかなり早かったみたいです。

お花見は行かれましたか？

私はまだ(3/29)行ってませんが、今年は敵が強敵なので躊躇してます。敵とはこの時期からぐんぐんパワーアップする紫外線と花粉です！

特に今年花粉は中国の大気汚染と一緒に訪れてきたので目のかゆかゆ、鼻のむずむずはもちろん過大なものでした。

花粉のピークを過ぎた頃には、紫外線です。なんと4月は8月と同じぐらいの強さがあるらしいです。

毎年、今年は日焼けしないぞ！と、顔にはぺたぺた日焼け止めクリーム、手にはUVカットの手袋を装着し戦うのですが、いつも負けてしまいます。

もともとが色白でないためちょっとした油断でこんがり焼けてしまうのです。

でも、今年も懲りずに自然相手に戦います！

小柳博美

